

問Ⅴ－４－⑭（使途指定のある寄附の取扱い）

寄附者から、〇〇地方で３年に一度行われる伝統芸能行事を保存するための資金に使ってほしいとの使途の指定を受けて、当該資金の寄附を受けました。当社団では、従来から、当該資金を取り崩して、当該伝統芸能行事への助成財源に充てるとともに、法人運営の管理費の財源にも充ててきたところです。移行認定の申請に当たり、当該資金を６号財産（交付者の定めた使途に充てるために保有している資金）に整理しようと思うのですが、この場合、当該資金を公益目的事業会計に係る部分と法人会計に係る部分とに分けなければならないのでしょうか。

答

- 1 御質問の社団のように、現在実質的に公益目的事業と法人運営の管理財源の両方に充てている資金は、そのままでは公益目的事業財産とそれ以外の財産に区分されていないこととなります。仮に当該資金全体を公益目的事業財産として整理すると、管理費に使用することはできません。
- 2 したがって、当該資金については、公益目的事業に係る部分と法人会計に係る部分とに区分する必要があります。
- 3 公益目的事業財産とそれ以外の財産との区分けについては、公益目的事業のうち伝統芸能行事保存のための事業に利用される部分と、法人の管理運営の財源とする部分とを分割することについて、寄附者等の意思を確認（寄附者等の死亡により確認が困難な場合には、法人におけるこれまでの当該寄附の取扱いから寄附者等の意図を合理的に推定）した上で、それぞれに６号財産（交付者の定めた使途に充てるために保有している資金）として整理する必要があります。

（注）公益法人においては、公益目的事業財産という財産区分があります。公益目的事業財産は、公益目的事業に使用しなければならず、更に、公益目的取得財産残額を毎事業年度末に算定しなければなりません（公益法人認定法第18条、公益法人認定法施行規則第48条第1項）。

このため、公益目的事業に使用する財産とそれ以外の事業や管理費に使用する財産とは区分しておく必要があります。